

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年 6月 3日

宮城県監査委員 畠山 和純  
宮城県監査委員 袋 正  
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査委員の報告日

平成20年4月3日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成20年5月12日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 管財課

イ 監査委員の報告の内容

「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、管理組合の職員による管理費等の横領事件が発生し、不正に使用されたことが認められたので、横領に伴う損害金の回収及び再発防止に向けて適切な指導を図られたい。また、管理組合の収支決算において毎年度多額の余剰金が発生し、且つ、管理費負担金に係る余剰金処分が「宮城県自治会館管理規約」第49条第1項の規定に反したものとなっていることから、管理費負担金の削減を図るとともに、余剰金の処分が適正なものとなるよう管理組合の組合員として取り組まれたい。

(内容)

「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、組合の管理及び監査体制の不適切さが原因とされる組合の元事務局長による横領事件の発生や、組合において、組合規約に反した会計処理がなされていることが認められたもの。

・元事務局長が関与した用途不明金（平成6年度～平成15年度）

101,080,149円

・県損害額（推定）（平成6年度～平成15年度）

25,757,547円

・組合規約に反する会計処理

組合規約では、管理費又は組合費はその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度におけるそれぞれの費用に充当するとなっているが、組合では、管理費の繰越金を修繕積立金に積み立てていたもの。

修繕積立金（平成18年度残高）

218,058,949円

□ 措置の内容

管理組合に対し、損害金の回収及び再発防止策について提言するとともに、管理費負担金の削減及び管理規約の遵守を要請した。

なお、管理組合では、県の要請を受けて、平成20年3月26日開催の総会で、損害金回収のための民事訴訟の提起、特別会計の新設等の再発防止策を講じることを決定している。

(2) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 148,373,208円

過年度分 340,063,545円

合計 488,436,753円

・平成17年度収入未済額

現年度分 122,954,156円

過年度分 351,864,230円

合計 474,818,386円

□ 措置の内容

滞納整理の早期着手と事案に即した早期の納付催告や電話加入権及びタイヤロックを活用した自動車の差押、差押財産の公売を実施するなど収入未済額の縮減に努めている。

また、滞納整理強化月間等を設定して全所体制による滞納整理を実施するとともに、休日・夜間納税相談（滞納整理）窓口を開設し、税収の確保と滞納額縮減を図る。

(3) 大崎県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 164,476,065円

過年度分 349,802,333円

合計 514,278,398円

・平成17年度収入未済額

現年度分 132,317,920円

過年度分 361,287,679円

合計 493,605,599円

□ 措置の内容

県税の徴収対策については、大口課税分の納期限前の滞納慫慂による滞納の未然防止を図りながら、滞納整理の早期着手に取り組んでいる。

また、所内の滞納事案検討会を開催し、滞納額の進行管理及び処分方針を定めるなどして、従来の電話加入権や預貯金等の債権差押のほか、新たにタイヤロックを活用した自動車の差押を実施し、差押財産の公売を推進し、税収の確保と収入未済額縮減に努めている。

特に、収入未済額の36%を占める自動車税については、全所体制によるローラー作戦、休日訪託、電話催告などに積極的に取り組んだほか、納税者の利便を考慮した休日・夜間納税相談窓口を開設している。

(4) 仙台港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

港湾施設使用料に歳入還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

港湾整備事業特別会計の野積場使用料(平成18年5月～平成19年1月分)において、コンテナ個数の転記ミスにより、過大に調定・徴収し、返還に時間を要したことから、歳入還付金及び還付加算金が発生したものの。

・正調定額 24,542,690円

・誤調定額 51,151,550円

・過大徴収額 26,608,860円

・歳入還付金 26,608,860円

・還付加算金 399,500円

(歳入還付金及び還付加算金については、平成19年2月14日に支出済み。)

□ 措置の内容

速やかに次の再発防止策を講じた。

- 1 コンテナ取扱報告書の様式について、利用者から了解を得た上で、港湾事務所の入力書式と利用者の報告書式を統一したほか、新たに蔵置数の欄を設けてもらうなど、チェックしやすい様式に変更した。
- 2 マーシャリング（実入りコンテナ）ヤード、空コンテナヤードの過去2年間の調定額一覧表及びコンテナ蔵置個数表を新たに作成し回議書に添付することにより、所属の管理職員、班長、班員が異常値等を再チェックできるようにした。
- 3 マーシャリング（実入りコンテナ）ヤード、空コンテナヤードにおけるコンテナ蔵置数について、利用者の協力を得て現地確認調査を平成19年2月28日と11月6日の2回実施した。

#### (5) 柴田高等学校

##### イ 監査委員の報告の内容

光熱水費（食堂等電気料）において、未調定による多額の不徴収額及び調定額の誤りによる追加調定額が発生したため、今後再発しないよう対策を講じること。また、収入未済額については、履行延期特約承認をしているが、履行延期特約承認内容どおり納入が履行されるよう、適切な債権管理を図らねばならない。

（内容）

食堂等の電気メーターを1桁少なく読みとったことにより、未調定による多額の不徴収額及び調定額の誤りによる追加調定額が発生した。なお、食堂等設置者である柴田高等学校父母教師会に対しては、平成11～平成17年度分について調定・請求したが、平成7～平成10年度分についての一部調定遺漏分については、請求する正確なデータがないということで、調定・請求を行わなかったもの。

未調定額（平成7年度～平成10年度分）

・不徴収額 2,474,717円（推計額）

調定額（平成11年度～平成17年度分）

・正調定額 5,064,129円

・誤調定額 1,564,951円

・追加調定額 3,499,178円

（平成11年度～平成17年度分追加調定額の内、平成16年度～平成17年度分及び履行延期特約承認による毎月の納入額については、納入済み。）

収入未済額 2,464,075円（平成18年度末）

##### ロ 措置の内容

再発防止のため、目的外使用の光熱費の徴収方法については事務引き継ぎの重要事項とした。

収入未済額については、債務者である柴田高等学校父母教師会長が、出納局の履行延期の特約承認を受け、平成28年6月には完済の見込みである。

なお、収入の確認を含め適切な債権管理に努める。

また、目的外使用許可の取り扱いを含め歳入、歳出事務については、事務長会等で指導を徹底している。